別表六の二(十三)
「25」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・・ ・・	法人名	(　　)

各連結法人における計算

個別所得金額(個別所得金額がない場合は0)	1	円	
調整前連結税額の個別帰属額 (21)×(1)/(19)	2		
取得価額の合計額(別表六の二(十三)付表「11」の合計)	3		
同上のうち別表六の二(十三)付表「7」が平成31年3月31日以前であるものに係る額	4		
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	5		
(3)のうち別表六の二(十三)付表「7」が平成31年4月1日以後であるものに係る額	6		
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	7		
(6)のうち別表六の二(十三)付表「6」が平成31年3月31日以前であるものに係る額	8		
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	9		
税額控除限度額の計算 (((4)−(5))+((8)−(9)))×15/100 +((5)+(9))×8/100	10		
税額控除限度額の計算 (((6)−(7))−((8)−(9)))×14/100 +((7)−(9))×7/100	11		
税額控除限度額 (10)+(11)	12		
法人税額基準額 調整前連結税額基準額 (22)×(1)/(20)	13		
法人税額基準額 個別帰属額基準額 (2)×20/100	14		
法人税額基準額 法人税額基準額((13)と(14)のうち少ない金額)	15		
当期税額控除可能額((12)と(15)のうち少ない金額)	16		
調整前連結税額超過構成額 (24)×(16)/(23)	17		
法人税額の特別控除額の個別帰属額 (16)−(17)	18		

各連結法人の計算

連結所得の金額(別表四の二「55の①」)	19	円	
特定機械装置等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額(取得適用連結法人の(1)の合計)	20		
調整前連結税額(別表一の二「2」)	21		
総調整前連結税額基準額 (21)×20/100	22		
(各連結法人の(16)の合計)	23		
調整前連結税額超過構成額(別表六の二(三)「7の⑩」)	24		
法人税額の特別控除額の合計額 (23)−(24)	25		

「25」欄

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の14第2項」
② 「区分番号」欄：「10490」
③ 「適用額」欄：「25」欄の金額